

■マンション建て替え 改正法案決定

政府は28日、マンション建て替え円滑化法の改正法案を閣議決定した。老朽化したマンションについて、従来は原則区分所有者全員の同意が必要だった敷地売却の手続きを、5分の4以上の同意で可能にする。条件を緩和することで建て替えを後押しする。今国会に提出し、成立後2年以内の施行を目指す。